

## 長官・次長御指摘事項への対応に係る資料について（補足）

令和元年5月29日  
文部科学省高等教育局  
高等教育段階の教育費負担軽減  
新制度プロジェクトチーム

長官・次長の御指摘への対応として今回御提出させていただく資料について、以下の通り補足いたします。

### 1. 整備政令による機構令改正について（長官御指摘事項）

長官からの御指摘を踏まえ、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「機構令」という。）において大学等を設置する各設置主体を並列して規定する際、各設置主体を「又は」でつなぐこととした。

一方、機構令附則第11条第1項においては、同令附則第13条による廃止前の日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号。以下「旧育英会法施行令」という。）において大学等を設置する各設置主体を「及び」を用いて並列して規定する条文（旧育英会法施行令第2条第1項）の読み替を「及び」を用いて規定している。

しかし、

- ① 読替前の旧育英会法施行令第2条第1項においては、読替対象ではない部分も含めて「及び」が用いられているが、旧育英会法施行令と機構法施行令は別個の政令であり（機構法施行令は旧育英会法施行令の全部改正ではなく、新規の政令として制定された。）、旧育英会法施行令の中での表記の平仄をとる必要があること。
- ② 読替の対象である旧育英会法施行令第2条第1項は第一種学資金の貸与月額を規定するものであるが、独立行政法人日本学生支援機構法（平成16年法律第94号。以下「機構法」という。）附則第15条による廃止前の日本育英会法（昭和59年法律第64号）に基づく第一種学資金の貸付は、独立行政法人日本学生支援機構の成立の日の属する年度の翌年度より前に高等学校等に入学した者を対象としているものである（機構法附則第14条第1項）から、今後新たに旧育英会法施行令第2条第1項を読み替えて適用する可能性は事実上存在しないこと

といった理由から、機構法施行令附則第11条第1項については、各設置主体を「及び」でつなぐ改正をしない（現状のままとする）こととしたい。

### 2. 機構令第8条の2第1項柱書の修正について（御指摘外の事項）

前回提出時、整備政令第1条による改正後の機構令第8条の2第1項柱書において、「次の各号に掲げる学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基

準額の区分に応じ、」と規定していた。一方、同条第2項柱書では「支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、」と、新法施行令第2条第1項柱書では「授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、」と規定していた。

そこで、下記用例（前回提出時の新法施行令の用例集12頁に掲載）も踏まえ、後者の構文に統一することとし、改正後の機構令第8条の2第1項柱書を修正することとした。

【用例】「○○の次の各号に掲げる区分に応じ」

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

第十三条の二 （略）

2～5 （略）

6 前項ただし書の控除限度額は、個人が再建特例適用年において有する租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一 再建住宅借入金等の金額 第四項に規定する控除限度額

二 認定住宅借入金等の金額 租税特別措置法第四十一条の二第二項第二号に定める金額

三 前項第二号ハに掲げる他の住宅借入金等の金額租税特別措置法第四十一条の二第二項第三号に定める金額

7・8 （略）

《参照条文》

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令

附 則

（業務の特例に関する経過措置）

第十一条 法附則第十四条第一項の規定により機構が行う業務については、旧育英会法施行令（附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令（昭和五十九年政令第二百五十三号）をいう。以下同じ。）第二条第一項（高等学校及び専修学校の高等課程に係る部分に限る。）、第六条第一項及び第三項、第七条並びに第八条の規定は、附則第十三条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法施行令第二条第一項の表中「国立及び公立の高等学校」とあるのは「地方公共団体及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する高等学校」と、「国立及び公立の専修学校」とあるのは「国、地方公共団体及び国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する専修学校」と、旧育英会法施行令第六条第三項及び第八条第三項中「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

2・3 （略）

(日本育英会法施行令の廃止)

第十三条 日本育英会法施行令は、廃止する。

○日本育英会法施行令

(第一種学資金の月額)

第二条 法第二十二条第一項の第一種学資金（以下「第一種学資金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分				月額
高等学校	国立及び公立の高等学校	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	私立の高等学校	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)				(略)
専修学校	国立及び公立の専修学校	高等課程	(略)	(略)
		専門課程	(略)	(略)
	私立の専修学校	高等課程	(略)	(略)
		専門課程	(略)	(略)
備考 (略)				

2 (略)

○独立行政法人日本学生支援機構法

附 則

(業務の特例等)

第十四条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法第二十一条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程の生徒（機構の成立の日の属する年度の翌年度以降にこれらの学校に入学する者を除く。）に対する旧育英会法第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る業務を行う。

2・3 (略)

(日本育英会法の廃止)

第十五条 日本育英会法は、廃止する。

○日本育英会法

(業務)

第二十一条 育英会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学資の貸与

二～四 (略)

2 (略)

(学資の貸与)

第二十二条 前条第一項第一号の規定により学資として貸与する資金（以下「学資金」という。）は、無利息の学資金（以下「第一種学資金」という。）及び利息付きの学資金（以下「第二種学資金」という。）とする。

2～6 (略)